

《論 説》

「ワシントン・コンセンサス」の諸問題とその克服への道

-中南米における「ポスト・ワシントン・コンセンサス」の適用をめぐる

盛 真 依 子

はじめに

本稿の目的は、「ワシントン・コンセンサス」をベースとした1990年代のIMF・世銀による途上国に対する政策が、1990年代後半の厳しい批判によってどのように修正されたのか、またその修正された政策は開発途上諸国の希望する改革と矛盾せず、すり合わせが可能であるのかを検討することである。本稿では、検討の対象としてラテンアメリカの国々を選んだ¹。

IMF・世銀が、1980年代末から1990年代前半にかけてラテンアメリカをはじめとする開発途上諸国に対して要求した「新自由主義」に基づく政策の思想的ベースは「ワシントン・コンセンサス」と呼ばれる。西側政府機関、民間金融機関も初めはこの方針と共同歩調をとったが、1990年代後半からこの政策の問題点が頻繁に指摘されるようになった。現在、開発途上諸国では、自由化による経済成長戦略より、貧困問題などの社会問題をより重視する傾向が強まってきている。この傾向に沿ってIMF・世銀はその政策を柔軟に変化させようとしている。こうした潮流の変化の中で、IMF・世銀は「ワシントン・コンセンサス」の問題点を修正しながら開発途上諸国支援を続け、一定の成果を修めてきている。一方で、開発途上諸国においても新しいコンセンサスや経済の仕組みが提示されている。本稿では、このようなIMF・世銀内外で活発化している「ワシントン・コンセンサス」後の新しい改革を模索する動き全体を「ポスト・ワシントン・コンセンサス」と称することにする。

本稿では、まずはじめに「ワシントン・コンセンサス」が形成された背景を簡単にまとめる。次に、IMF・世銀の政策変化、IMF・世銀の政策に対する批判を検討する。そして、「ワシントン・コンセンサス」に対するオルタナティブとしての性格を持つ中南米における経済再生プログラムを整理・分析し、これらが理念的・政策的にIMF・世銀の政策と対立するものなのか、または相互補完的な性格を持つものなのかを考察する。

1 本稿は、筆者の修士論文「「ワシントン・コンセンサス」の諸問題とその克服への道—中南米における「ポスト・ワシントン・コンセンサス」の適用をめぐる—」（岡山大学大学院社会文化科学研究科、2007年1月）の一部を加筆・修正したものである。

I. 「ワシントン・コンセンサス」

1980年代初頭、メキシコをはじめとする中南米諸国やポーランド、ハンガリーなどの一部の東欧諸国などが累積債務問題で行き詰り、国際的な金融危機に発展する恐れが出てきた。ここにいたって、債権諸国は危機感を募らせ、累積債務問題に対して抜本的解決策を講じる必要に迫られた。1985年にはバーカー・プラン、1987年にはメニュー・アプローチ、1989年にはブレディ・プランが米国側から出され、リスケジュールや追加融資を行う代わりに、債務国が自助努力（国際収支の改善、財政支出の削減、経済の市場化、貿易の自由化、政府部門の削減等）を行うことを要求した。こうした金融支援の諸条件は、IMFと債権国の間でコンディショナリティ（融資条件）として取り決められた。一方で、債務の証券化・株式化などの手法を用い、国際的な枠組みで債務国の経済再建支援が試みられた。当初はメキシコ、アルゼンチン、ボリビア、ブラジルなどの中南米諸国がこの支援の中心であったが、次第に債務諸国全体がその対象となっていく。こうした、米国政府、IMF・世銀の方針に、債務者である先進諸国や民間主要銀行も共同歩調をとった。公的債務については債権諸国政府の集まりであるパリ・クラブが、民間債務については民間銀行団の集まりであるロンドン・クラブが共同歩調をとって債務国と交渉にあたった。そして、まずIMFが基本的戦略を策定し、つぎにIMFが債務国とコンディショナリティについて交渉し、さらにスタンバイ取決め等を締結し、これを受けてパリ・クラブのリスケジュールや追加融資についての議論を始めるという協調体制が確立した。

このような流れの中で、IMFの債務削減戦略は、しだいにワシントンに集まる世銀、アメリカ政府、著名エコノミストの間でひとつのコンセンサスとなり、こうした考えは財界、国際金融界、先進諸国政府の間でも共通認識となっていく。こうした流れは、1980年代に主に中南米で試みられた累積債務削減への対応で得られた経験を加え、1980年代の終わり頃から1990年代はじめにかけて「ワシントン・コンセンサス」として集大成されていく。

1989年にジョン・ウィリアムソンらがこれを「ワシントン・コンセンサス」として整理・要約したことによって、この言葉が一人歩きするようになったといえる（Williamson [1990]）。ウィリアムソンは、「ワシントン・コンセンサス」を次の10項目に整理している²。

1. 財政規律：地方自治体、国営企業、中央銀行等を含めて算出された財政赤字は、インフレ税に頼らず解消できるほどに充分小さくなくてはならない。これは一般的に、基礎的財政収支（歳入と利払費・債務償還費を差し引いた歳出の差）の赤字が対GDP比数パーセントまで、また実質赤字（利付き債権のインフレ補填分を除く）が対GDP比約2パーセントを超えないことをいう。
2. 公共支出の優先度：政策改革を通じ、行政、国防、無差別な補助金、持て余しの部門といった、その経済的成果に見合わない多くの配分を受けてきた政治的に微妙な領域から、高い収益を上げられ、所得配分を改善する力がある、とりわけ保健、教育、インフラといった軽視されてきた領

2 この10項目は、ウィリアムソンの整理（Appendix: The “Washington Consensus”）を翻訳したものである（原典：Williamson [1994], pp.26-28, 翻訳：田口 [2001], pp.48-50）。

域へ支出を移行させる。

3. 税制改革：税制改革は課税対象を広げ限界税率を低くすることを含む。その目的は、インセンティブを高め、実際の累進性を低下させずに、(同一所得に対する課税の一訳者) 水平的公平を改善することである。ラテンアメリカの教訓からいっても、改善された租税管理（キャピタル・フライトによって外国に持ち出された資産から生まれる利子所得を含む）は、課税基礎を広げる重要な側面である。
4. 金融の自由化：金融自由化の至上目的は、市場が金利を決めるというものであるが、しかし、経験的に、慢性的に信認が欠如した状態のもとでは、市場が決めた率が生産力のある企業と政府の支払い能力を脅すほど高くなるといえる。そうした状況下における、分別ある暫時的な目的は、特権がある借り手に対する優遇金利の廃止、およびやや高めの実質金利の達成である。
5. 為替レート：諸国は、着実な成長を引き起こし、競争性を今後維持されることを輸出者に保証するために従来の輸出品が十分に競争力を持ちうる水準の、(少なくとも貿易取引において) 単一為替レートを必要とする。
6. 貿易の自由化：貿易の数量制限は、すみやかに関税に移行すべきである。また、この数量制限は10パーセント（あるいは多くとも約20パーセント）の範囲内の単一で低い関税が達成されるまで、急速に引き下げられるべきである。しかしながら、関税が引き下げられるスピードについて（3年から1年の間に低くなるのが望ましい）、およびマクロ経済の状態が悪化した場合（リセッションおよび国際収支の赤字）、自由化プロセスのスローダウンを容認するかどうかについて、意見の相違がある。
7. 海外直接投資：外国企業の参入を妨げる障壁は、廃止されるべきである。内外の企業は、対等に競争すべきである。
8. 民営化：国営企業は、民営化されるべきである。
9. 規制緩和：政府は、企業の新規参入を妨げ、あるいは競争を制限する規制を廃止し、すべての規制が安全、環境保護、あるいは慎重な金融機関の監督といった基準によって正当化されることを保証すべきである。
10. 財産権：法制度は、過度のコストがかからない方法で財産権の保全を提供すべきであり、これらをインフォーマル・セクターに適用可能にすべきである。

この「ワシントン・コンセンサス」という概念はその後、ウィリアムソンの意図とは離れて独り歩きはじめ、広く新自由主義的経済政策のシンボルとして様々な経済学者や政治家によって使われることとなった (Williamson [1990])³。

3 しかしながら、「金融の自由化」、「貿易の自由化」、「規制緩和」などについては特に技術的側面で十分なコンセンサスが形成されておらず、「公共支出の優先度」と「海外直接投資」（内外の企業は、対等に競争すべきであるとする点）については異論が多い。また、「為替レート」についても、単一為替レートにすることについては異論がないものの、その水準については様々な見解があり、本当にどこまでコンセンサスがあったのかについては、議論のあるところである。

Ⅱ. 「ワシントン・コンセンサス」の修正：IMF・世銀等，反IMF・世銀

「ワシントン・コンセンサス」は、中南米諸国をはじめとする累積債務諸国を救うだけではなく、広く途上諸国の経済的成長を促す処方箋として、1990年代に入ると累積債務諸国、開発途上諸国支援策のベースとなっていった。しかし、ボリビアやポーランドなどの華々しい成果はあるものの、一方でかえって経済状況を悪化させたり、国民の不満増大、政権の不安定化など深刻な問題が発生する国々もあらわれた。金融引き締めが景気後退を深刻化させたこと、通貨の過大評価が金融危機を誘引したこと、労働市場改革などが行われず金融改革も不完全であったこと、開発途上諸国に必要な公平な所得分配という視点が欠けていたこと、失業問題への関心が薄かったこと、地域格差の是正につながらなかったこと、などが大きな問題点であった。

世銀のチーフ・エコノミストであったジョセフ・E・スティグリッツ氏はIMF・世銀の「ワシントン・コンセンサス」を批判し、経済改革のために「ワシントン・コンセンサス」に足りなかった部分を明らかにした。そして、スティグリッツ氏がその不足部分を補ったものとして整理したものが、「ポスト・ワシントン・コンセンサス」である。

1. 「ポスト・ワシントン・コンセンサス」の整理

しかしながら、「ワシントン・コンセンサス」に対する批判は、スティグリッツ氏によるものだけではない。スティグリッツ氏の批判を契機に、様々な研究者が「ワシントン・コンセンサス」を批判してきた。そこで「ワシントン・コンセンサス」を批判した意見を、本稿でスティグリッツ氏の「ポスト・ワシントン・コンセンサス」という言葉を借りて整理し直し二つに分類した(表1)。一つは、IMF・世銀および、これらの機関と政策理念が近いエコノミストなどが提示する「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」である。二つ目は、IMF・世銀を批判する立場からの「反IMF・世銀のポスト・ワシントン・コンセンサス」である。本稿では、このように「ポスト・ワシントン・コンセンサス」を広義にとらえ整理してみた。

2. 「ワシントン・コンセンサス」の修正—IMF・世銀等

まず、「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」を分析してみよう。次の表2は、IMF・世銀が整理した「ワシントン・コンセンサス」の修正を分析し、筆者が整理したものである。IMF・世銀の「ワシントン・コンセンサス」の修正は、世銀のチーフエコノミストであったスティグリッツ氏の「ワシントン・コンセンサス」批判の影響を受けている(表3参照)。

表2、表3に整理された諸問題を受けて、「ワシントン・コンセンサス」は改善されてきた。「ワシントン・コンセンサス」に代表される、IMF・世銀が要求する政策のことをコンディショナリティという。ここでは、改善されたコンディショナリティの内容について、表4のように整理した。

表4のように、貧困削減、経済政策、公的セクター改革、金融セクター改革、民間セクター開発、環境保護の6つの分野に焦点が当てられていることが分かった。このような変化がでてきていることに関して、筆者はペルーを例に具体的な分析を行ったが、ここでは紙面の制約があるため割愛する。

表1 ラテンアメリカにおけるポスト・ワシントン・コンセンサスの分類

ポスト・ワシントン・コンセンサス	具体例	代表国	基本理論
I IMF・世銀中心	1. 「開発政策融資」の創設 ・結果重視コンディショナリティ ・途上国政府の主体化	被援助国	*新自由主義 *開発経済論 *制度論 *社会自由主義 ・市場重視 ・制度改革 ・適度な政府介入 ・漸進主義
	2. スティグリッツ氏の改革案 ・コンディショナリティ改善 ・機関の体質改善 ・政策導入方法変革		
	3. IMF・世銀の業務差別化案		
II 反IMF・世銀	4. プエノスアイレス・コンセンサス	・ブラジル ・アルゼンチン	*開発経済論 *社会自由主義 ・国の役割重視 ・社会政策重視
	5. 連帯経済	・メキシコ ・ブラジル ・アルゼンチン	*開発経済論 *社会自由主義 *共的セクター論 ・地域経済重視 ・人間関係重視 ・潜在能力の発展 ・民主的合意形成 ・自立と自治

出所：各種資料より筆者作成。

表2 IMF・世銀による「ワシントン・コンセンサス」の反省（スティグリッツ氏の影響大）

論 点	「ワシントン・コンセンサス」の問題点
1. 金融セクター改革	・適切な監視・規制の仕組みのない金融自由化により利益分配の不平等化 <ul style="list-style-type: none"> ┌ 農村部の融資利用の減少 └ 中小企業向けの金融仲介の未整備
2. 財政改革	・支出の削減により社会事業セクターや補助金が減少 →貧困層の生活悪化 ・経済変動を増幅させる（procyclical）財政政策がマクロ経済の脆弱性の一因に →黒字を生み、経済変動を抑制する（countercyclical）財政政策の採用に失敗 ・順序（sequencing）を無視 ・適切な競争をもたらす規制の必要性を軽視 →政府：民営化の利益得られず
3. 貿易自由化	・労働市場の改革を無視した貿易自由化 →非熟練労働者と熟練労働者の格差拡大
4. 労働市場	・教育システムや機会の改善を無視 →貧困問題の拡大 ＝市場の力を過大評価
5. ガバナンスの改善	・政府に対する信頼欠如 ・紛争の解決、コンセンサスを作る仕組みの欠如 →政策実行・基準設定に障害 →特定グループの政治権力行使

出所：Singh, Anoop ; Belaisch, Agnès ; Collyns, Charles ; Masi, Paula De ; Krieger, Reva ; Meredith, Guy ; Rennhack, Robert. [2005] より筆者作成。

表4のようにIMF・世銀の政策の理論的背景は大きく変化していることがはっきりとわかる。初期の「ワシントン・コンセンサス」を支えていた自由主義は、途上国の問題を特有のものとして扱う「開発経済論」は必要がなく、開発途上国で経済開発が進まないのは、開発途上国の経済が本質的なところで先進国の経済とは違っているとする間違った考えによって、市場経済の活動を妨げるような政策を採用してきたためであるとしてきた（原 [2002], p.1)。つまり、途上国の問題点を特殊なものとして扱うというよりも、市場に頼り、自由化・民営化などそのものが目的となっていた。しかし、次第にその考えは変化し、市場を重視しながらも、市場の失敗を認め政府の適度な介入や制度的

表3 IMF・世銀の政策の欠点—スティグリッツ氏による分析

論 点	ワシントン・コンセンサスの問題点
1. インフレ率の低下 2. 経常収支赤字の削減 (財政政策の欠陥) 3. 生産量の安定と長期的成長の促進 4. 金融セクターの改革 5. 貿易自由化 6. 競争 7. 民営化 8. 規制 9. 民間セクターを補完する政府の役割 (政府の位置付け)	<ul style="list-style-type: none"> • ワシントン・コンセンサスではインフレ率低下に固執。低レベルのインフレが高コストであるという証拠なし。 • 経済変動を増幅させる (procyclical) 財政政策 • 経常収支赤字の削減が優先されインフラへの支出など投資が不十分 • 強固な金融システムの形成が不十分 • 市場の競争と慎重な行動を促進する規制、自由化の順序, ③銀行, 市場, 監督者の情報の効率的利用, 慎重に行動するインセンティブの形成なし • 短期資本の脆弱性を無視 • 貿易自由化により国内企業が打撃=輸出サイドの自由化 (比較優位の活用) が不十分 • 貿易自由化による労働市場の硬直化 • 貿易自由化による独占利潤の拡大 • 制度的なインフラが整えられないまま行われた, 軽率な民営化の強制 • 競争が不十分な分野の規制の必要性を軽視 • 政府が果たすべき市場の補完的役割を縮小

出所: Stiglitz [1998] および Stiglitz [2002] より筆者作成。

表4 改善されたコンディショナリティー「ワシントン・コンセンサス」から現在までの改善内容

論 点	コンディショナリティーの内容
1. 貧困削減	①健康面, 教育, 社会的な援助に関する政府支出を一定レベルに維持→貧困層を保護するためのコンディショナリティーの策定。 ②健康や教育, 水の利用に関して, 貧困層の利用促進 (使用料の排除)。
2. 経済政策	③税の管理, 予算赤字の調整を含む財政改革 (fiscal reforms) ④賃金安定化のための法律制定 ⑤労働市場の制度改革 ⑥国内の規制, 公企業, 金融セクター, 社会セクターに関する改革
3. 公的セクター改革	⑦ガバナンスや透明性の改善 ⑧競争促進政策の整備に関する役割の強化
4. 金融セクター改革	⑨金融機関の整備 (規制と監督の強化) ←金融仲介の自由化は後退
5. 民間セクターの開発	⑩規制の枠組みや競争政策の導入 ⑪雇用・貧困対策整備後の民営化
6. 環境保護	⑫農業, エネルギー, 林業, 工業などの環境に関する政策

出所: 各種資料より筆者作成。

枠組みを重要視する、「制度論」の考えを取り入れる方向に変わりつつある。開発経済論において、制度論は重要な要素である。自由市場経済理論において制度は、経済のその時々が必要に応じて自動的に調整されるものであり、独立した分析対象として扱う必要はないと考えられている。一方、開発経済論は、情報の不完全性が存在する場合には「日常生活に構造を与えることで、他人の行動にまつわる不確実性を減少させ、政治的、経済的および社会的相互作用を構造化するもの」として制度が必要であるとしている。制度の存在はある程度他人の行動についての予測を可能にし、経済行動を安定させる条件となる。ここでは制度は、市場を代替するよりは、市場を補完するものと捉えられる（原 [2002], p.62）。IMF・世銀の政策がこのような考えを取り入れるようになってきたことは、両機関が、「社会リベラリズム（社会自由主義）」の考えを取り入れるようになってきていることを示している（石黒 [2003]）。「社会リベラリズム」の改革の目的は、民主主義の強化と持続的経済成長であり、①参加（特に女性、貧困者）、②意思決定の分権化、③貧困対策、④保健・教育・雇用問題の解決、⑤社会開発のための構造改革を強調することである（石黒 [2003], p.10）。社会的であるのは、社会自由主義国家が教育、保健衛生、福祉など国民の社会的権利を保護する責任を引き続き負うからである。また自由主義であるのは、新しい国家が福祉や教育の意思決定を国家官僚に独占されず、民間への委託などをも活用して公共サービスをより競争的・効率的に提供するからである。また社会自由主義は、生産ではなく資金供給、市場の規制に従事し、対外的には国内市場の保護より国際競争力を強化する（内橋他 [2005], p.228）。このように「社会リベラリズム」の目的を実現させる上で、公的セクター、民間セクターの改革や市場経済を補完するような制度の構築が重要視されるのである。

3. 「ワシントン・コンセンサス」の修正—IMF・世銀を批判する立場

ここではIMF・世銀の援助に対する反発として提示されている「ブエノスアイレス・コンセンサス」と「連帯経済」の内容を見る。前者の考え方には、IMF・世銀による経済改革を無条件に受け入れるのではなく、国が、連携し協力しあうことにより経済改革を進めようとする姿勢が見られ、後者の考え方は、共同体を中心とする経済により、グローバリゼーションによる弊害を克服しようとするものである。ラテンアメリカでは現在、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コスタリカ、エクアドル、ペルー、ベネズエラ、ウルグアイで市場改革とグローバリゼーションを批判する左派政権が誕生していると言われている（『日経ビジネス』2006年7月31日号, p.128）。このようなラテンアメリカの変化を、最も明確に示しているのが、ブラジルとアルゼンチンにより提示された「ブエノスアイレス・コンセンサス」である。これは、IMF・世銀からの独立を目指すためのものとして提示された。「ブエノスアイレス・コンセンサス」や「連帯経済」の考えは、このような左派と呼ばれている政権の広まりのなかで今後さらに拡大していく可能性も考えられるが、基本的な姿勢として市場の役割やグローバリゼーションの重要性を否定するものではない。しかし、IMF・世銀が経済改革の目的として優先させることと、当事者である途上国の優先させたいことが、結果的に一致してこなかったことは明らかである（貧困の撲滅など社会的な豊かさを実現させようとする点において）。そのためIMF・世銀がその政策の問題点を明示し、新しい融資を開始しているにもかかわらず、それに対

抗する動きが高まっているのである。しかし筆者は「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」の今後の効果は期待できるものであると考えている。経済政策面に注目すれば、これからみていくとおり、ラテンアメリカの多くの国で志向されている政策とIMF・世銀の政策は、同様の方向性を有しており、IMF・世銀との協調関係は維持できると筆者は考える。左派政権とは言え、社会主義を志向しているわけではない。例えばベネズエラやボリビアでは、石油、天然ガスの国家管理を強化しているが国家介入を経済の隅々まで広げようとしているわけでもない。ベネズエラが強力に左傾化しつつあることに関しては、石油収入に過度に依存することで成り立っていることを指摘する否定的な意見も目立つ（坂口 [2006], p.7）。中道左派と言われるブラジル、チリ、ウルグアイなどの政権は、財政規律を尊重し、経済を市場に委ね、他方で社会的公正の観点で教育などの社会政策を重視している。「ブエノスアイレス・コンセンサス」の具体的内容は次の表5に整理した。

まず、表5から、「ブエノスアイレス・コンセンサス」は、貧困削減など社会面の改善を優先させ「国家の役割」を重視することを強調するものとなっていることが分かる。さらに、新自由主義によるグローバリゼーションを反省し独自のフレームワークを定義するとしているが、グローバリゼーションそのものについては否定していない。このような考え方は、福祉を重視する「社会自由主義」に基づいており、さらに「ヨーロッパ型の福祉重視の資本主義」や「第三の道」などの考え方に共通する部分が多い。「社会リベラリズム（社会自由主義）」では、次のような仮説を提起している。「第一に、経済成長の実現のためには経済安定化や自由化だけでは不十分であり、財政赤字を削減し公的貯蓄を増大させなければならない。第二に、経済改革によって不利益を被る社会的階層に対する社会政策を実施しなければ経済改革の政治的条件は失われる。第三に、官僚テクノクラートを中心とした政策決定は民主主義の条件を脆弱にする（石黒 [2003], p.40）。「第三の道」や「ヨーロッパ型の福祉重視の資本主義」は、いわゆる福祉国家とは異なる新自由主義の問題点を克服するものと考えられており、次のような考えに基づく。新時代の資本主義精神の中心は、民主的な家庭から始まり、個人の自立と家庭の擁護、民主化のさらなる推進、市場の活用と抑制により分権化を進め、透明度の高い政府を作っていく（福島 [2002], p.181）。民主主義を強化し、経済面では規制と規制緩和をバランスさせ、新しい混合経済を目指すものである（福島 [2002], p.182）。このような考えに共通する部分があることから、「ブエノスアイレス・コンセンサス」によりブラジル、アルゼンチンの両国は、「第三の道」という言葉を借りれば、「ラテンアメリカ版第三の道」を作ろうとしていると考えることが可能であろう。

また、「国家の役割」の重要性は、IMF・世銀による「ワシントン・コンセンサス」の問題点が露呈し修正が行われる過程で、合意事項としてIMF・世銀内外で強調されてきているところである。世銀の『世界開発報告1997』では、世界中で国家の役割を再考する動きがでてきており、「国家の役割」が経済改革にとって不可欠であることが述べられている。これは先にみた新しいコンディショナリティ、つまり「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」においても強調されている。一方「ブエノスアイレス・コンセンサス」が目指す国家は、表5の項目1．国民の幸福の優先、項目2．民主主義の強化、項目5．安定した成長と公平な分配を促進するための政策の実行（公平な税制と財政政策）、項目6．高失業率の改善、項目8．教育の優先、項目9．社会的な目標の重視、

項目10. 情報改革の促進, 項目13. 生活水準の向上などを優先させるものであり, このような分野において国家が果たす役割を重要視するものである。

「ブエノスアイレス・コンセンサス」に基づいた政策として, 具体的にはどのような政策が必要とされているのかということを見るために, 以下では2005年8月にブエノスアイレスで開かれた Argentina Country Dialogue 2005の報告を参考にすることとしたい。この会議では, 「ブエノスアイレス・コンセンサス—ワシントン・コンセンサス以後15年のラテンアメリカの新しい協議事項—」というタイトルで, 報告が行われた。この会議は, スティグリッツ氏が代表を勤める IPD⁴が主催したものである。このうち, ジョセ・アントニオ・オカンポの「ワシントン・コンセンサスをこえて: それの意味するもの」(Ocampo [2004]) では, 「ブエノスアイレス・コンセンサス」の理論的な背景につ

表5 「ブエノスアイレス・コンセンサス」

1. 国民の幸福の優先	ミレニウム・サミット, 自由と社会公正に基づき基本的権利と自由を保障(地域協力強化)
2. 民主主義の強化	貧困, 不平等, 失業, 飢餓, 教育不足, 病気(市民権行使に対する障害)の撲滅
3. 地域統合への市民社会の参加促進	補償機関の強化, 広範囲かつ多数参加の意見交換を強化しつつ地域統合を進める
4. グローバル化の反省	グローバル化を反省し独自の枠組みを定義する
5. 安定成長・公平な分配を促進	公平な税制, 金融制度
6. 高失業率の改善	貧困は慈善活動では解決せず(解決策が見つかるまでの一時的な緩和剤。仕事を持つ者と援助を受ける者との分裂した社会では無意味)→ビジネスや生産的な投資の発展必要
7. 国家の役割強化	公的な運営の整備, 責任能力, 効率の向上と意思決定プロセスの透明化
8. 教育の優先	教育政策を通じ, 政府は全ての人に学習能力を保証する
9. 情報社会の確立	飢餓と貧困撲滅, 健康と教育改善(バランスある社会・経済改革を目指す情報社会の確立)
10. 情報改革	情報革命により工業国との技術ギャップ→全員が情報社会に参加できるインフラを促進
11. 大学と科学技術機関とのリンク	安定化と平等に関する基礎・応用研究の促進
12. 地域的な開発政策	ラテンアメリカの問題: 深刻な地域格差・不平等→地域の多様性を尊重する政策が必要
13. 生活水準の向上	生活水準の向上, 物質的な物の利用や人間的な進歩には相当の仕事が必要
14. 環境と開発に関する取り組み	人々の持続的な発展促進(水の平等利用) 国連会議や京都議定書に基づく環境活動の促進
15. MERCOSUR 強化	MERCOSUR の商業的・政治的な発展, 参加国の増加
16. 世界での発言能力向上	交渉力強化(投機的な金融資本や発達したブロックの利益に対抗, 発言権を行使)
17. ドーハラウンド交渉継続(農業分野)	差別待遇のない貿易システムの強化
18. MERCOSUR 強化のための調和	アンデス共同体との関係強化
19. 公的債務の管理	仕事, 貯蓄, 貧困削減, 教育・健康の向上, 経済・社会的発展の持続のための債務管理
20. 平等な多国間要求を強化(歴史的な同意)	国連と一致しない単一国による力の行使に反対
21. 国際治安のため多数国参加主義と国際法基準を尊重	特に軍縮を目標とする。国際治安の脅威・テロに反対
22. 当コンセンサス実現へ協力	全ラテンアメリカの国々の参加を要求

出所: The Buenos Aires Consensus translated by IRC, (November 2003) をもとに筆者作成。

いて次のように述べられている。

「ブエノスアイレス・コンセンサス」は、①現実的な目標を伴ったマクロ経済、②生産的な発展の積極的な戦略、③社会支出拡大の維持、④民主主義の促進の四つを基本としている。また、1960年代からの構造主義に基づく政府主導型の工業化（本論第1章参照）の再評価を行い、当時不十分であった制度の役割などを整備したうえで政府主導型の工業化の重要性を主張している。ただし再び構造主義を志向するというわけではなく、①に関して、安定したマクロ経済の要素として、インフレ率の低下や望ましい財政政策だけではなく、スムーズな景気循環、競争力のある為替レートの実現、対外債務の安定、健全な国内金融システムと民間セクターのバランスシートが不可欠であるとしている。これらの実現のためには、経済変動を抑制する（countercyclical）といった観点から資本市場の規制や監視を行い、対外的な債務累積を防ぐ必要があるとしている。また、途上国の視点から見た場合、国際金融制度の役割は、金融市場が経済変動を増幅させる（procyclical）ような影響を与えるのを和らげることでありとしている。そのためには、適当な規制を通じて急騰・不況のサイクルを抑えることと、各国に対し経済変動を抑制するような（countercyclical）政策⁵を適用する自由を定めることが必要であるとしている。第二に、民間の金融市場で制限を受けやすい国などに対し金融市場へアクセスを提供することが必要であるとしている。また経済成長の促進のためには、競争的な為替レートや適切な実質長期金利を達成することについて、景気循環を通じて適切に介入を行うことで、公的セクターがその役割を果たすのに必要な資本を蓄えることができるような財政システムを発達させる必要があるとしている。②の生産的な発展戦略について、1960年代から80年代まで行われた構造主義に基づく国家主導の工業化をプラス評価し、今日の開かれた経済と、矛盾しない形で制度を前提とした国家主導型工業化が必要であるとしている。これは「実践的新構造主義」と表現される（加賀美 [1997]）。③の社会支出に関しては、労働市場の制度などの社会制度を強化しようとしている。またラテンアメリカ経済の成長を制限しているものは不平等であり、その解消のためには労働組合などの社会的な結束が必要であるとしている。

具体的にアルゼンチンでは、民営化された元国営企業の公共料金の値上げを抑制している。また、石油会社の値上げに対し、インフレを懸念した大統領が製品の不買を国民に訴え、企業に制裁の発動も検討されている。さらに外資系石油企業が国内価格の抑制を理由に国内消費分の石油を輸出に回せないように石油・ガス輸出に高率の輸出関税を課している（宇佐見 [2005], p.48）。また、労働法を改正し、労働者の試用期間を短縮し解雇補償を引き上げた。また、最低賃金を引き上げて労働組合の主張に配慮する姿勢を強めた。また、貧困層に対する社会政策では、従来の食糧扶助に加えて、2002年から、子どもがいて養育義務を果たしている失業世帯主に、社会的な労働をすることを条件に月150ペソの給付を行う失業世帯主プログラムが開始された。

4 2000年設立。発展途上国の政策の代案を追及し経済政策への市民参加を可能にさせることを目的としている（<http://www0.gsb.columbia.edu/ipd/index.cfm>）。

5 突然の民間資本フローの停止が起きた場合の調整を円滑にする金融・債務調整メカニズムに加えて、好況の際にリスクのあるマクロ経済や金融の状態を避けるための監視を行うことで、金融市場が経済変動を増幅させる（procyclical）ような影響を与えるのを和らげることを挙げている。

またブラジルのルラ政権では、2003年以降、インフレ抑制と経済的安定を前提とした典型的な経済政策を採用してきた。また財政赤字縮小のために年金制度改革を行った。社会政策では、「飢餓撲滅プログラム」、「ボルサ・ファミリア」（家族基金）を開始した。「ボルサ・ファミリア」は、前政権から引き継いだ貧困世帯を対象とする「就学奨励奨学金」、「ガス代金補助」、「育児・扶養手当」とルラ政権の「食料配給カード」を新たに統合したものである（子安 [2006], pp. 21-22）。

以上見てきたように、「ブエノスアイレス・コンセンサス」では、マクロ経済の安定を重視しながら社会政策の経済への重要性を強調している。社会政策を重視する姿勢は「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」に比べより強い。ただしこの傾向は、最近のIMF・世銀においても強調されており、「ブエノスアイレス・コンセンサス」つまり国家が必要としている改革と、「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」は協調可能である、と筆者は考える。

「連帯経済」は次の表6および図1のように整理できる。

「連帯経済」は、19世紀中葉、ヨーロッパに資本主義が発達して社会問題が出てきた際に、「社会的経済論」⁶とともに提示された理論であり、最近の「第三の道」の提起につながっている（西川 [2004]）。社会的経済論は、1840年代に登場し、①社会的事業を進めることによって社会的公正を実現すること、②社会組織を変えることによって資本主義経済制の本質自体を変化させることのふたつの意味を持っていた（西川 [2004], p. 22）。

次に、「連帯経済」が活発化していること背景について、ブラジルを例にみていきたい。近年、ブラジルでは、行政改革と市民参加の制度構築を促進させる必要が叫ばれており、具体的には、国家の財政責任法、公務員の倫理法、社会保障改革、地方分権がある。これらの改革はブラジルでは、「社会自由主義」国家の志向と考えられている（小池 [2005], p. 67）。さらに小池氏は、社会自由主義の一環としてブラジルで「連帯経済」がでてきたと捉えている。さらに「連帯経済」の特徴は、それがもともと失業、貧困、倒産などの経済・社会問題への対応から生まれた点にあるが、連帯経済に関与する人たちは市場経済や資本主義経済を代替するものとして位置付けている点にある（小池 [2005], p. 67）。

メキシコにおいても、新自由主義の政策により、商品作物に関して政府による買い上げ保証価格の大幅な切り下げや撤廃、生産補助金・技術支援の見直しや打ち切り、安価なアメリカ産トウモロコシの輸入増大とコーヒーの国際価格の下落が行われたことによって、小規模農業生産者は打撃を受けたことから「連帯経済」が活発化している（内橋他 [2005], 第10章）。また、図1のように、「連帯経済」の主体は、先住民共同体や市民社会であり、その性質はさまざまである。伝統的に家父長制をとり男尊女卑の共同体が存在する一方、より民主的な意思決定を重んじる新しい共同体が作られており、「連帯経済」を形成する重要な要素となっている。さらに「連帯経済」に参加する人々には新自由主義経済政策の影響で貧困化したという共通意識があり、その貧困から抜け出そうとする総意がある（内橋他 [2005], p. 306）。さらに「連帯経済」の基礎にあるのは、「共的セクター」論である。

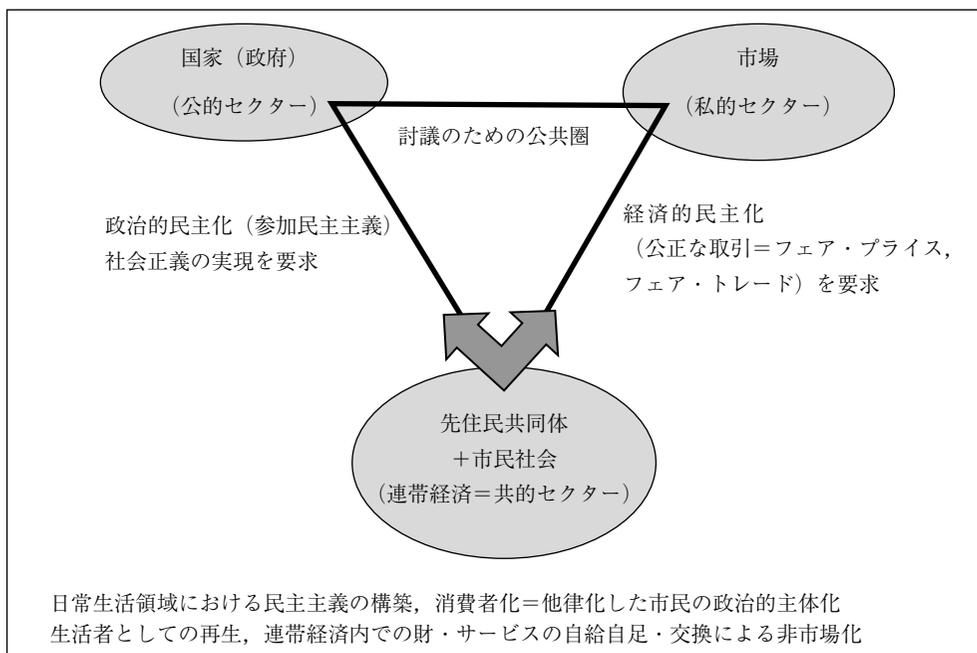
6 社会的経済は、協同組合や福祉事業、環境保護事業など、営利経済とは異なる社会的目標と活動形式で行われる経済分野の名称。とくにフランスで注目され部分的にEUの政策にも取り入れられている（『社会的経済』の項、『有斐閣経済辞典』、有斐閣、2002年、P. 553）。

表6 新自由主義現実と連帯経済の理念

指 標	新自由主義	連帯経済
1. 労働の役割	生産性の向上	a) 生活者のニーズを満たすこと b) 自己実現
2. 労働組織	経営者をトップとする支配体系にもとづく	a) 民主的 b) 各自が全体のために働く c) 総会で意思決定を行う d) 文化としての組織
3. 技術	人間の労働を代替	労働のための手段
4. 土地	a) 商品 b) 個人所有 c) 事業対象	a) 生活を支える手段 b) 集団所有または集団利用のための個人所有
5. 生産	市場での販売	a) 自己消費 b) 物々交換 c) 市場での販売
6. 生産物の価格	需給関係によって決定される	労働及び他の生産物との関係によって決定される
7. 市場	大企業と国際機関が管理	実需に応じ生産者と消費者が共同管理
8. 貨幣	権力商品	交換手段
9. 関係性	支配関係	ネットワークにもとづく協力関係
11. 空間概念	競争の場	自由な場

出所：内橋他 [2005], p. 298より引用。

図1 連帯経済が目指す国家・市場との関係



出所：内橋他 [2005], p. 304.

「共的セクター」は、営利目的を第一義とせず社会的な目的を実現するために経済活動を行う開放的・自律的・民主的な協同経済組織と位置付けられており、資本よりも人間（関係）を優先する、②（相互）教育と技術指導・訓練による人間の潜在能力の発展を重視する、③自由意志による結合を基本とする、④一人一票制による民主的な合意形成と組織運営を行う、⑤自立（自律）と自治を大前提とする、という特徴を持っている（内橋他 [2005], p.294）。

「連帯経済」について、『ラテン・アメリカは警告する「構造改革」日本の未来』では、表6のように整理している。しかし、この表にある「連帯経済」の定義には疑問点が多くある。そもそもこの試みが、本当にIMF・世銀が主導する経済改革の代替策として全地域に広まるのかどうかということを考える必要があるだろう。図3-1のように示された「連帯経済」案は、個々の共同体が経済活動上、どのように互いに関係し合い、国・地域に影響を与えるのか、ということの説明していないように思われる。さらに5. 生産の項は、「市場での販売」を含んでいるが、この時、共同体同士の競争は起こることはないのか、また起こる場合にはどのような影響がでるのかという疑問がある。小池洋一『連帯経済—新しい経済の誕生か』では、「連帯経済は、現状では市場に取って代わるには至っていないとしている。その理由に、「連帯経済」が抱える課題として三つを挙げている。まず、協同の原理の確立、価値観の共有と持続である。第二に既存の市場原理との整合性である⁷。第三に、連帯経済を支える制度的な枠組みの厚み（連帯経済の仕組み作り）が不可欠であるとしている（小池 [2005], p.68）。

「連帯経済」や「ブエノスアイレス・コンセンサス」が解決したいと考える問題は、「ワシントン・コンセンサス」により促進されたグローバル化の恩恵を受けられなかった、貧困層の生活を改善させることであると言える。IMF・世銀に対する反発が起きるのは、これらの国際機関が新自由主義による悪影響をもたらした元凶であると捉えられているからである。では、「ワシントン・コンセンサス」を改善させ、「ポスト・ワシントン・コンセンサス」という新たな段階に入ったIMF・世銀はその目的を達成することは不可能なのだろうか。先に見たように、IMF・世銀は、「ワシントン・コンセンサス」を含むコンディショナリティの内容を改善させ、典型的な新自由主義で固められた政策ではなく、途上国のそれぞれの問題に対して柔軟に対応し、途上国の主体性を重視する基盤を整えつつある。上記でみてきたように、IMF・世銀も、それに対して対抗することを表明している「ブエノスアイレス・コンセンサス」や「連帯経済」の考え方も目指す目的は同じはずであり、共存は可能であると筆者は考える。確かに、「ブエノスアイレス・コンセンサス」や「連帯経済」の主体は、IMF・世銀に対抗するということを表明していることから、表1では、「反IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」とした。しかし「ブエノスアイレス・コンセンサス」や「連帯経済」の考え方と「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」は、それぞれが互いに対立するものとするよりも、補完しあうものとして捉えることは可能であろう。事実、「連帯経済」を支える社会リベラリズム（社会自由主義）の考えは、第2章で見たように、IMF・世銀の経済改革にも取り入れられてきている。また、「連帯経済」は地域住民にとっては、外部ショックへの対応とし

7 製品やサービスの価格・質、労働者の賃金の問題。連帯経済でも安価で高品質な製品やサービスが求められる。

て大きな意味がある（佐野 [2005], p.69）。さらに、このことに関して小池氏は、「連帯経済」は現状ではセーフティネットにすぎないとし、市場や資本主義に代わるものではないとしているが、市場の失敗や外部不経済への対策として、連帯経済の原理による部分的な修正は必要であると主張している。また、二十一世紀の「連帯経済」では、その中心となる市民社会が国家と並んで新しい市場規制者となり、マクロ経済とミクロ経済を結ぶ中間レベルにおいて市民社会が国家のガバナンスや市場のガバナンス変化を生む役割を、担うことになる（西川 [2004], p.29）。「連帯経済」を貧困対策として捉え政策に取り入れながら、市場との補完関係をつくるような仕組みが出来れば、新しい経済の仕組みが形成される可能性も考えられる。

また、「ブエノスアイレス・コンセンサス」は、2001年のアルゼンチン危機の発生を受け、ちょうど時期を同じくして出されているのだが、その内容は、表5の通り、「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」と真っ向から対立しているものではない。よって、ラテンアメリカの政府が、「連帯経済」を「ブエノスアイレス・コンセンサス」の一環と位置付け、実際に国をあげてその形成を推進させて行くか否か、ということは別の議論ではあるとしても、現在のラテンアメリカ国家にとっては、市場でも国家でもない、社会経済、連帯経済、共生経済などと呼ばれる活動領域を広げることでも期待される役割である（アジア経済研究所 [2006]）。

Ⅲ. ラテンアメリカのポスト・ワシントン・コンセンサス

ここでは、本稿のまとめとして、これまでの分析を通じて明確になったラテンアメリカの「ポスト・ワシントン・コンセンサス」の実態をめぐり浮かび上がってきた以下の論点を通じて、IMF・世銀の修正された政策は開発途上諸国の希望する改革と矛盾せず、すり合わせが可能であるかを考えたい。

「ワシントン・コンセンサス」の問題点は、IMF・世銀内外で指摘されており、それに対応してIMF・世銀は、過去20年に渡りコンディショナリティの修正を繰り返してきたとしている。これは、Ⅱでみたとおり明らかである。「ワシントン・コンセンサス」では、途上国に対する急激な資金の流出を防ぐことができなかつたり、自由化により競争力のない途上国内の産業が打撃を受けたりした。また、これらのマイナス面を緩和する社会政策などの手段も不十分であった。

その理由として、「ワシントン・コンセンサス」導入の過程での制度的な問題がある。特に①改革に際して、支援を受ける途上国が主体ではなかった点（オーナーシップの欠如）、②政策内容の選択性が欠如していた点（それぞれの国の経済状況に合わせたコンディショナリティを考える、その数など）、③支援の結果を軽視していた点（支援後の変化を観察し評価する）、④短期的な安定化のみを追求していたことの4つの問題点があった。そのため、当初「ワシントン・コンセンサス」は、理論的には正しいように見えたが、市場を過大評価し、途上国の経済的な脆弱性を無視した経済改革が一律に導入され、現地の要望と合わない政策を要求することになった。よって「ワシントン・コンセンサス」導入の結果、ほとんどの場合さらに問題が悪化したことが明らかとなった。そのため、IMF・世銀は「ワシントン・コンセンサス」を理論的に修正する必要に迫られた。修正を通じて形成されてき

た「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」は、Ⅱの表4に整理した。「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」は、①貧困対策への一定の政府支出の確保、②貧困層のための教育・健康面の支援、③財政改革、④賃金安定化のための法律制定、⑤労働市場の制度改革、⑥国内の規制、公企業・金融セクター・社会セクターの改革、⑦ガバナンスや透明性の改善、⑧政府の競争政策の促進に関する役割強化、⑨金融機関の整備（規制と監督の強化）、⑩民間セクターにおける規制の枠組みと競争政策、⑪雇用・貧困対策の整備後の民営化、⑫環境に関する政策の12項目に整理される。これは、①巨額で持続的な財政赤字の解消、②補助金を削減し、教育や医療、インフラに支出の重点を置く、③累進税率を緩和する、④金利の自由化を行う、⑤適切に為替相場にする、⑥貿易の自由化を行う、⑦外国直接投資の自由化を行う、⑧国営企業の民営化を進める、⑨規制の撤廃を行う、⑩財産権の保護を行うこと（毛利 [2001]）の10項目で構成された「ワシントン・コンセンサス」とは大きく様変わりしている。以下の表7は、「ワシントン・コンセンサス」と「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」を比較したものである。

さてこのような「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」と途上国の希望とのすり合わせは可能なのだろうか。

「ポスト・ワシントン・コンセンサス」という言葉の生みの親は、世界銀行のチーフエコノミストであったスティグリッツ氏であり IMF・世銀の「ワシントン・コンセンサス」修正に大きな影響を与えたが、「ポスト・ワシントン・コンセンサス」は、IMF・世銀内で「ワシントン・コンセンサス」のように明確な政策として提示されているわけではない。途上国それぞれに合わせた政策を作る過程では、「ワシントン・コンセンサス」自体の否定が「ポスト・ワシントン・コンセンサス」となると考えられる（今井他 [2003], p.17）。さらに IMF・世銀内部における研究を含めその他の研究においても「ポスト・ワシントン・コンセンサス」の意味で「ポスト新自由主義」などの言葉が使われており、「ポスト・ワシントン・コンセンサス」の実体は非常にあいまいである。そのため、筆者は、「ポスト・ワシントン・コンセンサス」は、スティグリッツ氏の批判だけではなく、IMF・世銀内の「ワシントン・コンセンサス」の修正や、途上国から出されている「ワシントン・コンセンサス」の批判や抵抗の活動からでてきた合意も含めるべきであると考えた（表1）。そのため本稿で「ポスト・ワシントン・コンセンサス」と表現する場合は、「ワシントン・コンセンサス」を反省またはそれに対抗して提示されている考え全てを含めている。

以上のような分類を前提とし、筆者は、「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」と、IMF・世銀に対抗する立場でラテンアメリカ側から提示されている「ブエノスアイレス・コンセンサス」や「連帯経済」の理論的背景を整理した。その結果、非常にあいまいに見えた「ポスト・ワシントン・コンセンサス」は、全体的に「社会自由主義」を志向する具体的な流れにあることが分かった。「反 IMF・世銀のポスト・ワシントン・コンセンサス」に分類される「ブエノスアイレス・コンセンサス」は、マクロ経済の安定化を重視する一方、適切な政府介入や労働市場の改革、民間セクター、金融セクター、公的セクターの改革など制度的な枠組みの整備を重視している。よって、実際には、経済改革上、IMF・世銀の修正された考え方と対立しないことが分かった。さらに、もう一つの「反 IMF・世銀のポスト・ワシントン・コンセンサス」である「連帯経済」は、市場主義に代

表7 「ワシントン・コンセンサス」と「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」比較

ワシントン・コンセンサス	「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」
①巨額で持続的な財政赤字の解消	①貧困対策への政府支出の一定確保
②補助金削減、教育・医療・インフラへの支出	②貧困層の教育・健康面の支援
③累進課税緩和	③財政改革
④金利自由化	④賃金安定化のための法律制定
⑤適切な為替相場	⑤労働市場の制度改革
⑥貿易自由化	⑥国内の規制、公企業・金融セクター・社会セクター改革
⑦外国直接投資の自由化	⑦公的セクターのガバナンス改善
⑧国営企業の民営化	⑧政府の競争政策促進に関する役割強化
⑨規制の撤廃	⑨金融機関の整備
⑩財産権保護	⑩民間セクターに対する規制の枠組みと競争政策
	⑪雇用・貧困対策整備後の民営化
	⑫環境保護

出所：各種資料より筆者作成。

替するものとして提示されており、IMF・世銀や「ブエノスアイレス・コンセンサス」の立場とは異なる性質を有している。また、Ⅲでみたように現段階では様々な課題も抱えている。しかし、市場の失敗や外部不経済への対策として、連帯経済の原理による部分的な修正は必要であり（小池 [2005], p.68）、「連帯経済」を貧困対策として捉えることで市場主義の中で補完的に取り入れられるべきであると考ええる。

このように、ラテンアメリカにおいてIMF・世銀の「ワシントン・コンセンサス」を批判する中で活発化している「ブエノスアイレス・コンセンサス」や「連帯経済」は、ラテンアメリカで模索されている独自の「第三の道」として捉えることができる。

ここで、ラテンアメリカにとって望ましい「ポスト・ワシントン・コンセンサス」とは、どのような形であるべきか考えたい。これまで見てきたようにIMF・世銀とラテンアメリカ政府の意見として提示されている「ブエノスアイレス・コンセンサス」のすり合わせは、今後可能であり、その過程でラテンアメリカにとって最も望ましい「ポスト・ワシントン・コンセンサス」が形成されて行くと考えられる。さらにラテンアメリカの「ポスト・ワシントン・コンセンサス」には、「連帯経済」も含まれるべきである。つまり、グローバリゼーションの流れに無抵抗に従うのではなく、独自の「ブエノスアイレス・コンセンサス」によりその行き過ぎを修正し、さらに市場主義とは異なる「連帯経済」という仕組みにより補完するという形である。IMF・世銀の新しい「開発政策融資」において、途上国政府や様々な利害関係者の参加が強調されていることから、これらラテンアメリカの「第三の道」の主張が反映されることも期待できる。このようなことから筆者は、IMF・世銀のコンディショナリティは、修正を通じて実効性を向上させていくと考える。

しかし同時に、今後のラテンアメリカにおける「左傾化」の行方が、IMF・世銀とラテンアメリカ諸国との関係にどのような影響を与えるのか、ということを考える必要がある。現段階では、「左傾化」といっても政策面では大きな変化はなく、IMF・世銀の要求するコンディショナリティとの収斂が期待できそうではあるが、今後の政治的な影響についても注意していく必要がある。このようなことは、政策が、国民の大半を占める貧困層の要求や政治的な活動をどこまで吸収して行けるかという

ことを考えることにも関わる。ラテンアメリカで次々と「左翼」を名乗る政権が誕生していることは周知の事実であり、現在も拡大していることから、本稿の表1における、「反IMF・世銀のポスト・ワシントン・コンセンサス」と「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」との関係は、今後のラテンアメリカの政治的な動きにより変化する可能性も否定できない。このことを確かめるためには、現在、活動を活発化させている「ブエノスアイレス・コンセンサス」や「連帯経済」などの「反IMF・世銀のポスト・ワシントン・コンセンサス」が本質的には何に対抗しているのか、さらに何故対抗しようとしているのかということをはっきりさせる必要がある。さらに国内（地域内）の意見対立にも目を向ける必要がある。

「ブエノスアイレス・コンセンサス」や「連帯経済」は、ラテンアメリカの独自の理論から発展したものである。ラテンアメリカにおいて「ブエノスアイレス・コンセンサス」が形成されてきた背景には、ラテンアメリカの伝統的な経済理論である従属論⁸や構造主義があると考えられる。さらに「連帯経済」の発展過程では、従属論に吸収された「国内植民地論⁹」が大きく影響していると考えられる。また、同じ従属論や構造主義に分類される意見も様々な意見に別れ、IMF・世銀が未だ本質的には新自由主義を保持していることを挙げそれに反発を示す意見もあり、議論は収束しているとは言えない（カイ [2002]）。このように、「ブエノスアイレス・コンセンサス」や「連帯経済」は政策上、IMF・世銀とは対立せず協調は可能であると主張したが、それらが形成されてきた過程は、本質的に大きく違う部分を有していることも明らかである。そのため両者が協調するためには、グローバル化との整合性、政策の均衡点を探ることだけではなく、国内の利害関係者の主張も満たされる必要があるが、それが可能であるのか否かの判断は今後の研究課題とする。

単なる政治的なメッセージであるにしろ、反米や反IMF・世銀の声は拡大していることは事実であり、また、ラテンアメリカという地域が、アメリカの政治状況などに大きく揺さぶられる傾向にあることも無視し得ない事実である。今後この反対姿勢がこのまま形だけのものに終わるのか、政治的な主張が経済政策に影響を与え、グローバル化への反対を引き起こすのか否かを考えることは、これからの途上国全体の開発を考える上での非常に重要な課題となる。

おわりに

以上、IMF・世銀の「ワシントン・コンセンサス」がラテンアメリカで導入された経緯と、その成果及び課題を整理した。「ワシントン・コンセンサス」では、インフレ率の低下、経常収支赤字の削

8 従属論は、構造主義と同じく、資本主義世界経済は中枢と周辺からなりたち、周辺に位置する諸国は中枢の諸国に従属し、様々な資源の搾取をうけているとする学説（「従属理論」の項、『有斐閣経済辞典』、有斐閣 [2002]、p.571）である。また従属論は構造主義を基本とする「改良主義的従属論」や、社会主義革命によってのみ従属が克服できると主張する「マルクス主義従属論」がある（カイ [2002]）。

9 「国内植民地論」では、搾取されてきた民族集団の「国内独立」を目指していた。しかし国内植民地は資本主義システムに組み込まれ依存しすぎていることから、分離国家を建設することは不可能である。しかも、この目的を完全に達成するには真の社会主義の建設が必要であるが、これもまたかなり困難である（カイ [2002]）。その意味で「連帯経済」は、この考えの現段階での妥協点とみることができるとは思えないだろうか。

減、直接投資の増加などの成果があった一方、金融セクターや公的セクターの改革や、労働市場の改革などの社会政策を軽視したことが問題点として挙げられた。さらに「ワシントン・コンセンサス」の問題点を克服する目的で、IMF・世銀内外で様々な批判が行われていることを述べ、その内容を整理した（第2章、表2-1参照）。さらにその批判に関して、まずIMF・世銀が中心となってラテンアメリカで推し進めてきた「ワシントン・コンセンサス」の理論的な問題点を整理した上で、これまでIMF・世銀が行ってきた改善点を整理した。その過程で、IMF・世銀のコンディショナリティは、初期の「ワシントン・コンセンサス」が基礎としていた新古典派的な性格を「社会自由主義」的な性格へと変容させてきていることが分かった。IMF・世銀の「社会自由主義」に基づく政策は、基本的には市場の役割を重視し、マクロ経済の安定化や自由化、民営化を行う新自由主義を基礎とするが、生産ではなく資金供給、市場の規制に従事し、対外的には国内市場の保護よりも国際競争力を強化する（内橋他 [2005], p.228）。同時に、国家が社会政策に対して重要な役割を果たすことと、公的セクター、民間セクターの改革や市場経済を補完するような制度の構築が重要視される。そのため、国家が、競争の乏しい市場への介入や規制、産業政策、対外的な脆弱性を持つ金融市場への介入を積極的に行うこととなる。「社会自由主義」においては、市場経済のダイナミズムをうまく利用することが重要であり、グローバリゼーションを否定するのではなくそれに対して社会をどのように適応させていくのかということが課題となる（石黒 [2003], p.11）。

IMF・世銀のコンディショナリティは、90年代以降、具体的には公的セクター、民間セクター、金融セクター改革、貧困削減の優先を強調するようになってきている。続いて「ワシントン・コンセンサス」の改善策について、ラテンアメリカにおいてIMF・世銀に対抗する立場から提示されているものを、「反IMF・世銀のポスト・ワシントン・コンセンサス」として整理した。「ブエノスアイレス・コンセンサス」と「連帯経済」である。「ブエノスアイレス・コンセンサス」は、「ワシントン・コンセンサス」に対抗するラテンアメリカ独自の新しいコンセンサスとして2003年に提示されたものである。「連帯経済」も同様に「ワシントン・コンセンサス」により拡大したグローバリゼーションの弊害を取り除こうとするものである。「ブエノスアイレス・コンセンサス」は、行き過ぎた新自由主義の問題点を解決し、貧困削減など社会面の改善を優先させ「国家の役割」を重視することを強調している。また新自由主義によるグローバリゼーションを反省し独自のフレームワークを定義としている（構造主義の再評価・実践的新構造主義）が、グローバリゼーションそのものについては否定していない。このような考え方は、福祉を重視する「社会自由主義」に基づいており、さらに「ヨーロッパ型の福祉重視の資本主義」や「第三の道」などの考え方に共通する。さらにこの考え方は、グローバリゼーションが進行している現実に沿った考え方であり、「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」と共通する。

一方、「連帯経済」も、「社会自由主義」や「第三の道」のひとつの流れとして出てきていると考えられている（小池 [2005], p.67）が、「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」や「ブエノスアイレス・コンセンサス」とは異なる性質を持った考え方であり、新自由主義の問題への対応として生活者自身が社会レベルで組織化させている生存維持戦略として捉えられる（佐野 [2005], p.69）。また「連帯経済」は、共同体が中心となって、貧困から抜け出すことを目的とし、

「連帯経済」を市場経済に代替させようとする考えである。ただし「連帯経済」の、市場経済を否定するという立場は、グローバリゼーションが進行する現実に、沿ったものであるとは言えないが、「連帯経済」の原理は、貧困対策や外部不経済への対策として市場経済にとっても必要であり（小池 [2005], p. 68）、今後、IMF・世銀も、「連帯経済」のような、市場経済の仕組みだけでは解決が難しい貧困問題に対処しようとする共同体活動を取り入れていくと思われる。それは、新しいコンディショナリティの決定への、国家や市民社会の参加を明確にしようとしていることにも現れている。

以上のように「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」と、ラテンアメリカの国々が望む「ブエノスアイレス・コンセンサス」および「連帯経済」は協調可能であり、そうしたことから「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」は実効性を有していると考えられる。

最後に、ラテンアメリカが今後どのような経済を目指すのか、ということについて考えた。「ブエノスアイレス・コンセンサス」は「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」を批判し、それに対立するものとして提示された。しかし、その抵抗姿勢は、単なる表面上の政治的なメッセージとしての性格が強く、目指す経済政策を注意深く観察してみると「IMF・世銀中心のポスト・ワシントン・コンセンサス」と同様の考えに基づいていることがわかった。IMF・世銀に代表される国際金融機関と、途上国国家は、両者の目指す政策に関して、互いに納得できる形を見出していくのではないだろうか。すでに、最近のラテンアメリカの政策やIMF・世銀により提示されている政策は、「新自由主義」という枠を超えて、より柔軟な（新自由主義よりも政策範囲が広い）「社会自由主義」へと変化している。このようなことから、ラテンアメリカ独自の「第三の道」は、「ブエノスアイレス・コンセンサス」と「連帯経済」の両方を含むものであると考えられる。つまり、グローバリゼーションに無抵抗に従うのではなく、その行き過ぎを「ブエノスアイレス・コンセンサス」により修正し、さらに市場主義とは異なる「連帯経済」という仕組みにより補完するという形である。

しかし、一方で、今後のラテンアメリカの情勢によっては、この収斂傾向が、文字通りの対立の構図に変わる可能性も否定できないことを指摘した。本稿では終始、「ブエノスアイレス・コンセンサス」や「連帯経済」は政策上、IMF・世銀とは対立せず協調は可能であると主張してきたが、「ブエノスアイレス・コンセンサス」や「連帯経済」が形成されてきた過程には、ラテンアメリカに特徴的な「構造主義」や「従属論」、「国内植民地論」が横たわっており、互いに本質的に異なる部分を有していることも明らかであるということにも触れた。そのため、IMF・世銀の要求する政策と途上国の希望する政策が協調するためには、グローバリゼーションとの整合性だけではなく、国内の利害関係者の主張も満たされる必要があるが、それが可能であるのか否かの判断は今後の研究課題としたい。

参 考 文 献

- ・アジア経済研究所 [2006]. 『アジ研ワールド・トレンド』, No133, 2006年10月。
- ・石黒馨編 [2003]. 『ラテンアメリカ経済学 ネオ・リベラリズムを超えて』世界思想社。
- ・今井正幸・和田正武・森彰夫・ロジュニユイ・ヘドヴィグ [2003]. 『市場経済移行諸国の理想と現実 グローバリゼーション下の可能性』彩流社。
- ・内橋克人・佐野誠（編）[2005]. 『ラテン・アメリカは警告する「構造改革」日本の未来』新評論。

- ・大野幸一・錦見浩司編 [2000]. 『開発戦略の再検討－課題と展望－』アジア経済研究所。
- ・遅野井茂雄 [1995]. 『現代ペルーとフジモリ政権』アジア経済研究所（初版）。
- ・クリストバル・カイ、吾郷健二（監訳）[2002]. 『ラテンアメリカ従属論の系譜－ラテンアメリカ：開発と低開発の理論－』大村書店。
- ・加賀美充洋 [1997]. 「ラテンアメリカの今後の開発戦略 実践的新構造主義」『ラテンアメリカ・レポート』（アジア経済研究所），14(1)。
- ・郭 洋春訳，ミシェル・チョウドフスキー著 [1999]. 『貧困の世界化 IMFと世界銀行による構造調整の衝撃』つげ書房新社
- ・小池洋一 [2005]. 「連帯経済－新しい経済の誕生か」，『ラテン・アメリカ論集』，（ラテン・アメリカ政経学会），39。
- ・国際協力事業団（JICA）[1998a]. 『ペルー国別援助研究会報告書 現状分析編』，1998年11月。
- ・国際協力事業団（JICA）[1998b]. 『ペルー国別援助研究報告書』，1998年11月。
- ・国際協力事業団（JICA）企画・評価部 [2003] 「国別貧困情報 ペルー」，2003年3月。
- ・国際金融情報センター [2002] 「中南米の経済改革と競争力（委託調査）2002年2月，第三章ペルーの経済改革と競争力強化」，(<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/tyou031.htm>)。
- ・佐野誠 [2005]. 「ポスト新自由主義・進歩的ショック・連帯経済－ラテン・アメリカにおける多元的経済社会の構築」『ラテン・アメリカ論集』，（ラテン・アメリカ政経学会），39。
- ・ジョセフ・E・スティグリッツ，鈴木主税（訳）[2002]. 『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』徳間書店。
- ・ジョセフ・E・スティグリッツ，楡井浩一（訳）[2006]. 『世界に格差をバラ撒いたグローバリズムを正す』徳間書店。
- ・世界銀行 [2001-05]. 『世界開発報告』2001/2002-2005。
- ・田口雅弘 [2001]. 「ポーランド体制転換政策と「ワシントン・コンセンサス」」，『比較経済体制研究』，第8号。
- ・西川潤 [2004]. 「もうひとつの社会経済システムを求めて－連帯経済の現代的意義－」，『生活経済政策』4月号，No.87。
- ・西島章次・細野昭雄編著 [2004]. 『現代世界経済叢書7ラテンアメリカ経済論』ミネルヴァ書房。
- ・原洋之助 [2002]. 『開発経済論第2版』岩波書店。
- ・ウィリアム・F・フィッシャー／トーマス・ボニア編，監修：加藤哲郎，監訳：大屋定晴／山口響／白井聡／木下ちがや [2003]. 『もうひとつの世界は可能だ－世界フォーラムとグローバル化へのオルタナティブ－』日本経済評論社。
- ・福島清彦 [2002]. 『ヨーロッパ型資本主義 アメリカ市場原理主義との決別』講談社現代新書。
- ・ペルー中央銀行 [2005]. 『Annual Report 2005』。
- ・増井彰久 [1997]. 「ペルーフジモリ政権の経済安定化策と今後の課題」，海外投資研究所報，日本輸入銀行，1997年5月。
- ・毛利良一 [2001]. 『グローバリゼーションとIMF・世界銀行』大月書店。
- ・盛真依子 [2005]. 「ペルー：フジモリ政権期の経済改革の成果と課題」，mimeo。
- ・湯川攝子著 [1999]. 『ラテンアメリカ経済論－経済発展と政策改革』中央経済社。
- ・Koeberle, Stefan G. 'Conditionality: Under What Conditions?'. mimeo.
- ・Koeberle, Stefan G. [2003]. 'Should Policy-Based Lending still Involve Conditionality?' *The World Bank Research Observer*, vol.18, no.2, (Fall 2003).
- ・Koodko, Grzegorz W. [2000]. *From Shock to Therapy: The Political Economy of Postsocialist Transformation*. Oxford Univ. Press. (邦訳：グジェゴシユ・W. コウォトコ（著），家本博一，田口雅弘，吉井昌彦（訳）『「ショック」から「真の療法」へ－ポスト社会主義諸国の体制移行からEU加盟へ』三恵社，2005年。
- ・Kuczynski, Pedro-Pablo; Williamson, John [2003]. *After the Washington Consensus -Restarting Growth and Reform in Latin America*. Institute for International Economics, Washington, DC.
- ・Morrisey, Oliver. 'Discussion paper (revised) Alternatives to Conditionality in Policy-Based Lending', University of Nottingham, CREDIT-School of Economics.
- ・Ocampo, José Antonio [2004]. 'Beyond the Washington Consensus: What Do We Mean?'. *Journal of Post Keynesian Economics*. Vol. 27 (2004), pp. 293-314.
- ・Singh, Anoop; Belaisch, Agnès; Collyns, Charles; Masi, Paula De; Krieger, Reva; Meredith, Guy; Rennhack, Robert. [2005]. 'Stabilization and Reform in Latin America: A Macroeconomic Perspective on the Experience since the Early 1990s'. International Monetary Fund. Washington DC.

- Stiglitz, J. E. [1998]. 'More Instruments and Broader Goals : Moving Toward the Post-Washington Consensus'. The 1998 WIDER Annual Lecture, Helsinki, January 1998.
- Stiglitz, J. E. [2002]. 'Whither Reform? Towards a New Agenda for Latin America'. mimeo, Santiago, Chile, August 26, 2002.
- United Nations [2005]. 'G-24 Discussion Paper Series Research papers for the Intergovernmental Group of Twenty-Four on International Monetary Affairs and Development'.
- Williamson, J. [1990]. 'What Washington Means by Policy Reform', Williamson, J. ed., *Latin American Adjustment : How Much Has Happened?*. Washington : Institute for International Economics.
- Williamson, J. ed. [1994]. *The Political Economy of Policy Reform*. Washington : Institute of International Economics.
- Williamson, J. [2000]. 'What Should the World Bank Think about the Washington Consensus?'. *The World Bank Observer*, vol.15, no.2, pp. 251-264.
- World Bank [2001]. 'Adjustment Lending Retrospective Final Report'. Operations Policy and Country Services, World Bank, June 15, 2001.
- World Bank [2004]. 'From Adjustment Lending to Development Policy Lending : Update of World Bank Policy Operations Policy and Country Services'. August 2004.
- World Bank [2005a]. 'Good Practice Note for Development Policy Lending Development Policy Operations and Program Conditionality in Fragile States'. June 7, 2005.
- World Bank [2005b]. 'Review of World Bank Conditionality'. Operations Policy and Country Services, World Bank, September 2005.

Problems of the “Washington Consensus” and the Road to its Overcome : Towards Application of the “Post–Washington Consensus” to Latin America.

Maiko Mori

In this article, the author intends to analyze so called the “Post–Washington Consensus”, the recent economic policies after the criticism of the “Washington Consensus”. The author defines the “Post–Washington Consensus” in the wide sense, which includes : slightly reformed policy of IMF and the World Bank, critical opinions on the policies of these international financial institutions from the liberal economists, alternative theories and policies, which are criticizing neo–liberal economics (“anti–IMF/World Bank Washington Consensus”). In the last of these groups, the author analyzes especially Latin Americans economic programs and policies as one of the “Post–Washington Consensus”. The author outlines the “solidarity economy” and the “Buenos Aires Consensus”, and analyzes that these concepts could be supplementary, not always antagonistic to the “Post–Washington Consensus” of IMF and the World Bank.

In Chapter I, the author reviews the “Washington Consensus” and its problems. Chapter II shows the criticism of the “Washington Consensus” in IMF/World Bank, criticism from the liberal economists, and the “anti–IMF/World Bank Washington Consensus” (mainly “the solidarity economy” and “the Buenos Aires Consensus” in Latin America). Chapter III compares these concepts and discusses the supplemental or antagonistic aspects of these polices.